

告示

埼玉県告示第千四百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県公立高等学校 入学者選抜及び埼玉 県立伊奈学園中学校 入学者選考に係る埼 玉県立学校入学志願 者選考手数料	東京都品川区東品川四丁目十二番 二号 三菱総研DCS株式会社 代表取締役 松下 岳彦	令和五年十二月 一日から令和六 年三月二十九日 まで

二 指定をした日

令和五年十月三十一日